

73 捕鯨対策

【5, 064 (1, 864) 百万円】

対策のポイント

ICJ判決を踏まえた新南極海鯨類科学調査計画に基づく鯨類捕獲調査等を安定的かつ継続的に実施するため、新たな支援体制の構築を行います。また、来るべき商業捕鯨の再開に向け、捕鯨文化等を継承するために鯨関係情報の発信を行います。

<背景／課題>

- 平成26年11月、国際司法裁判所（ICJ）の判決を踏まえた新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）を国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会に提出し、平成27年度の冬から新調査計画の下で鯨類調査を行っています。
- 新調査計画では、非致命的調査に係る検証、分析の充実等これまでにない調査項目についても実施する必要があり、更なる調査経費の増加が見込まれています。
- また、南極海においては、これまで以上に反捕鯨団体による妨害活動が想定されるところです。
- このため、南極海を含めた鯨類調査を安定的かつ継続的に実施するためには、新たな調査支援体制を構築することが急務となっています。

政策目標

国際捕鯨委員会（IWC）の商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の見直しに必要な科学的知見の収集

<主な内容>

- 鯨類資源持続的利用支援調査事業** 2,250(－)百万円
鯨類調査のうち、南極海及び北西太平洋における鯨類捕獲調査に必要な経費を支援します。
（事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 補助率：定額
調査実施主体：一般財団法人 日本鯨類研究所）
- 鯨類捕獲調査円滑化等対策** 2,142(1,190)百万円
南極海における鯨類捕獲調査が安全かつ確実に実施できるようにするため、妨害対策を実施します。
また、ICJの判決を踏まえた新調査計画に基づく非致命的調査の実施に必要な経費等を支援します。
さらに、調査結果等鯨関連情報の発信等を行うとともに、国内外の研究機関との連携の強化等を図ります。
（事業実施主体：一般財団法人 日本鯨類研究所 補助率：定額）
- 鯨類資源等持続的利用国際推進事業** 41(43)百万円
鯨類の持続的利用に係る国際社会の理解を深めるため、持続的利用の支持国を広げるとともに、国際交渉の場において支援国との連携を強化します。
（事業実施主体：民間団体等 補助率：定額）
- 鯨資源調査等対策推進費** 346(346)百万円
国際捕鯨委員会（IWC）と共同で北太平洋において、鯨類資源に関する目視調査等を実施するとともに、違法鯨肉の国内流通を防止するための鯨肉のDNA分析調査を実施します。
（委託先：民間団体等 委託費）
- 日本沿岸域鯨類調査事業** 286(286)百万円
我が国沿岸域における商業捕鯨の早期再開に向け、我が国沿岸域での捕獲調査・分析を実施するとともに、非致命的調査手法の導入に関する検討を行います。
（事業実施主体：民間団体等 補助率：定額、1/2）

[お問い合わせ先：水産庁国際課 (03-3502-2443)]

捕鯨対策

【平成28年度予算概算決定額:5,064(1,864)百万円】

対策のポイント

I C J 判決を踏まえた新南極海鯨類科学調査計画に基づく鯨類捕獲調査等を安定的かつ継続的に実施するため、新たな支援体制を構築。また、来るべき商業捕鯨の再開に向け、捕鯨文化等を継承するために鯨関係情報を発信。

